

令和 8 年度第 2 回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

令和 8 年(2026 年) 8 月 26 日(水曜日) 午前 11 時 00 分から午後 0 時 20 分

2. 場 所：

箕面市役所本館 2 階 特別会議室

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員 (8 名)

会長 加我 宏之 氏

委員 石垣 和之 氏 委員 福田 知弘 氏

委員 松出 末生 氏 委員 若本 和仁 氏

委員 花田 広 氏 委員 西谷 典子 氏

委員 早津 公子 氏

2) その他

市関係者及び事務局 (11 名)

傍聴者 (10 名)

4. 案件：

1) 山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について (諮問)

2) 船場地区におけるアートのまちづくりについて (報告)

5. 会議進行：

事務局から、委員の過半数の出席(委員 9 名中 8 名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

6. 議事内容

【案件 1】 山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について (諮問)

(案件説明)

【市】

(1) 山すそ景観保全地区について

「箕面市の景観を構成する最も重要な要素」と位置づけられている北摂山系の

山なみの景観を保全するため、市では、山なみの南側にあたる区域を「山すそ景観保全地区」に指定し、背景の山なみと調和した景観を形成することで市街地から見える山なみ景観の保全を図っている。今回の計画地は、彩都栗生北三丁目「彩都F-63街区」で、山なみの南側に位置する。

「山すそ景観保全地区」では、現状変更行為等のうち、市街化区域において面積が500平方メートル以上となる行為、高さが10メートルを超える工作物や3メートルを超える擁壁の新築などについて、その行為を行おうとするときは届出を要することが定められている。また、市の景観計画では、地区ごとの行為の制限事項も定めており、背景となる山なみ景観との調和を図るため、建物などのボリューム感や人工的な印象を減らし、自然になじむ配置、デザイン、色彩となるよう工夫が必要である。

本案件は、敷地面積が500平方メートルを超えること、及び3メートルを超える擁壁が新築されることから、景観の届出を要する行為である。また、「敷地面積が3,000平方メートルを超える現状変更行為」に該当するため、本審議会に諮問する。審査は、事前に市との協議や都市景観アドバイザーの指導により各種基準に概ね適合した計画について、景観シミュレーションなどを参考に「背景となる山なみ景観」や「周辺景観」との調和など、定性的な要素に配慮がなされているか最終確認を行うものである。

審査のポイントになる確認事項は、「対象地の現状」「土地利用計画」「遠景・中景からの計画地の見え方」「擁壁のしつらえ」である。

(本案件の計画の概要)

- ・所在地 箕面市彩都栗生北三丁目1番1、2番1（F-63街区）
- ・景観計画区域 山すそ景観保全地区、都市景観形成地区（彩都栗生地区）
- ・用途地域 第一種低層住居専用地域
建築物の高さの最高限度は10メートル
- ・高度地区 第一種高度地区
- ・地区計画 彩都栗生地区地区計画の計画住宅地（戸建等）
- ・敷地面積 54,413平方メートル
- ・築造物 擁壁
- ・戸建て住宅 172戸（予定）、事業者は阪急阪神不動産株式会社

(2) 対象地の現状について

対象地の北側にはデータセンターや製薬会社の研究センターが隣接し、南側には、F28-2街区やF68街区、F35-1街区など、同事業者が手掛けた戸建住宅が建ち並んでいる。また、彩都の丘学園の東側には、現在造成中のF12街区があり、本計画も先行街区と同様に、背景となる山なみ景観との調和が図られたまちなみ

になるよう計画されている。

対象地の北側から南側の道路を見ることはできない。また、対象地とデータセンターの間（市道彩都区画63号線沿い）は歩道と隣接しているため、計画の際には歩行者目線に配慮した工夫が必要になる。

対象地の東側（市道彩都区画63号線・62号線沿い）では、前面の歩道や道路と一体となった景観が形成されるため、計画の際には背景の山なみや交差点、通りとの一体感に配慮が必要になる。

南側（市道彩都区画62号線沿い）は、市道との間に大きな法面があり、道路面から最高で約40メートル高い場所になるため、対象地は歩行者などの視線から外れる位置になっている。

（3）遠景・中景からの計画地の見え方について

まず、背景となる山なみ景観との調和が図られているか、計画地を「東生涯学習センター」「川合裏川緑地南側」の2つの眺望点から見た遠景シミュレーションを行った。

東生涯学習センターから見た計画地は、長大な法面の上となり、低層の住宅が計画されていることから目立たず、山なみ景観への影響はほとんどない。川合裏川緑地南側から見た計画地は、大阪大学箕面キャンパス跡地に建つ建物の影となり見ることはできない。現在、当該キャンパス跡地においても新たな建物の建築が予定されるが、現行の建物と同程度の高さの建物が計画されていることから、見え方に大きな変更は生じず、山なみ景観への影響はない。

次に、計画地を中心とした半径500メートルの円と交点にある道路から、計画地を見た中景シミュレーションを行った。眺望点は、①せせらぎ橋、②彩都区画41号線、③彩都の丘学園東側、④彩都の丘学園南側、⑤国文都市4号線、計画地西側には交点にある道路がないことから⑥市道彩都区画62号線を加えた6か所である。①～⑤の眺望点からは、計画地が高台に位置しているため見ることはできない。また、⑥の眺望点も、長大な法面に面していることから見え方への影響はない。

（4）土地利用計画について

まず、「街区計画」を確認する。計画地内は、無電柱化により景観面と防災面に配慮された計画になっている。街区の出入口として、街区の中心となる交差点をメインの車両出入口とし、北西側の交差点をサブの車両出入口としている。歩行者については、北東にエントランスを設け、学校等の公共施設やバス停へ最短で結ぶ動線としている。

街区内の車両動線は、街区の中心となる交差点から南へと続く主要道路を片側の歩道と合わせて幅員12メートルとし、街路樹が並ぶ、まちのメインストリート

として整備する。また、主要道路から続く中央広場を包摂するように配置されたU字の道路は幅員9.5メートル、区画道路は幅員6メートルとし、主要道路に接続する計画とすることで、まち全体に統一感と美しい景観を形成している。

安全な歩行者動線として、北東エントランスと中央の広場を繋ぐ歩行者専用通路、及び街区の中心となる交差点から中央の広場までの主要道路の片側に歩道を整備し、まちの中心部への賑わいを導く導線とするとともに、安全性を確保している。また、街区中心部と北西街区を結ぶ動線の確保や、法面管理のための歩行者専用通路を設けている。

次は「緑化計画」を確認する。造成法面は、計画地南側の長大な法面から繋がる緑空間として連続性を持たせるものとし、街区の中心となる交差点から中央広場を経由して南側の法面へ緑空間を結ぶ緑の骨格軸を形成している。また、住民の憩い空間としての緑地空間を創出するため、計画地の北東にはポケットパークを設置し、中央部には、平時は地域のコミュニティが集う交流の場として機能し、災害時には地域住民の安全確保の起点となる広場を整備する。

街路においては無電柱化し、道路隅部に設置される地上機器の周囲も緑化に努める。また、市道彩都区画63号線及び区画道路の道路境界線側には、車両動線や歩行者動線も考慮し、戸建住宅を建築する際に、地区計画に定める壁面位置の制限（50センチメートルのセットバック）によって生まれる空間へ住民による緑化を図り、豊かな緑をしっかりと確保していく。

(5) 擁壁や街区道路のしつらえについて

先行街区における事例を参考に、イメージをいくつか示す。

幅員12メートルの主要道路は落ち着いた薄茶色に、その片側に整備される歩道は、モザイク柄のタイルとするなど、車道と歩道を、色彩や素材で明確に分けることで、ドライバーと歩行者双方に自然な意識の切り替えを促し、安全性を確保していく。

また、無電柱化によって歩道に設置される地上機器の周囲に緑化を施し、視覚的に隠すことで街路の緑との調和を図り、地区計画の定めにより生まれる空間には、植栽スペースを適宜配置し、街区内に緑の空間を創出していく。計画地の北東角に本街区の顔として設置するポケットパークは、高低差のある計画地の構造上、後ろ側に住宅地の擁壁が立ち上がることになるが、適宜緑化空間を設けることで、擁壁という「人工物の背景」を「自然の背景」へと転換していく。造成する法面の緑化は、道路と計画地の間にある長大な法面からの連続性を確保するよう努める。

車両の転回広場は、車両の転回や通行に十分耐え得る高い耐久性と、長期的な維持管理の容易性を兼備した景観舗装材を選定し、インフラとしての機能性を担保しつつ、周辺と調和した美しいまちなみを形成していく。広場は街区の中央に

設けることで、安全確保の起点にもなり得るとともに、潤いある緑地空間も創出する場にする。法面管理のために設置する歩行者専用通路は、単なる管理用インフラにとどまらず、高台ならではの美しい眺望を地域で共有できるという利点を最大限活かした計画にしている。

市道彩都区画62号線から法面を見たイメージと、法面の上に見えてくる住宅地の擁壁のイメージは、道路と計画地の間にある長大な法面によって高低差があるため、歩行者はもとより、車道を走る車窓からの視線にも入りにくく、擁壁による景観への影響は少ないと考えている。また、高低差のある計画地の構造上、街区の外周に生じる擁壁は、先行街区と同様の自然石風の化粧型枠擁壁にするなど、周辺街区と調和した計画にする。

道路舗装のイメージについて、車道部の舗装は、幅員6メートルの区画道路と街区の北から南へと通る主要道路を自然色アスファルト舗装とし、周辺環境との色彩的調和を図る。また、主要交差点、街区と市道との接続部、車両の転回広場などは半たわみ舗装とし、将来にわたる維持管理の省力化を図るとともに周囲の自然や住宅街の色彩に溶け込む、周辺景観との調和にも配慮した計画としていく。

歩道部の舗装は、インターロッキングブロック舗装とし、先行街区における景観とも調和した計画にしていく。また、法面管理のために設置する歩行者専用通路は、自然色舗装にピンコロボーダーを組み合わせ、路面に心地よい視覚的なリズムを生み出す計画にする。

(6) これまでの協議の経過について

事業者から、箕面市まちづくり推進条例に基づく建設行為事前協議書が提出されて以降、まちなみづくり相談において、都市景観アドバイザーから専門的な助言等を受け、協議・検討を進めてきた。

令和7年11月28日のまちなみづくり相談では、①遠景からの見え方が市街地等から特に目立つ計画ではないこと、②擁壁や道路舗装のしつらえは、周辺の住宅地となじむデザインとなっていること、③計画地内は先行街区と同様に無電柱化を実施していること、④計画地内の緑量は先行街区と同等の計画となっていることの4点について確認を行った。

本審議会の審査のポイントは、背景となる山なみ景観との関係性及び周辺景観との関係性になる。背景となる山なみ景観との関係性については、眺望点からの遠景において、際立って見える計画ではなく、背景となる山なみにはほぼ影響を及ぼさないものと考えている。また、周辺景観との関係性については、擁壁や道路舗装のしつらえが周辺の住宅地と統一的なデザインとされ、調和が図られた計画になっているものと考えている。

今後の流れは、本日までご審議いただいた上で、その結果を踏まえた景観計画区域内行為等届出書の提出がされる予定である。

（質疑応答）

【会長】

都市景観アドバイザーとしての助言内容について、改めて説明を求める。

【委員】

計画地がとても高い位置にあり、下からほぼ見るできないという点から、遠景・中景からの見え方について影響はなく、どちらかと言えば、近景からの見え方の議論が多くなるのではないかと考えている。

今回は、外周部に最大で5メートルの擁壁が出てくるということだが、道路からとても離れた高い位置にあるため、遠景・中景からはあまり見えてこないだろうと思う。街区内にも、段差処理が必要なため擁壁が出てくるが、これまで同事業者が施行してきた街区での事例では、それなりに上手に配慮がなされており、彩都のルールである50センチメートルのセットバックも当然に守られ、緑化も十分にできるようになっているため、特に景観に問題は生じないだろうと思う。

彩都で最も高い位置にある最後の街区になるが、こういった高台に計画されるケースでは、眺望を個人が一人占めする例が多い。本計画では、遊歩道を設けて誰もがその眺望に触れることができる計画になっており、特に良い点だと思っている。視点場を提供することで、自分のまちも見えて、愛着が湧くであるとか、見られることが美観維持に繋がるであるとか、景観上、良い効果をもたらすのではないかと考える。

【会長】

それでは、本案件について質問や意見はないか。

【委員】

遠景・中景からの見え方は、目的とする背景となる山なみ景観との関係性に問題はないということであるが、擁壁については確認したい。計画地の西南、一般の人がアクセスできる法面管理用の歩行者専用通路は、その北側の宅地よりも数メートル低いという理解で良いか。

【都市計画部 まちづくり政策課長】

宅地から歩行者専用通路、法面に向けて段々に低くなっている。

【委員】

東側には歩行者専用通路がないが、宅地と歩行者専用通路、法面との関係はど

うなっているのか。歩行者専用通路がない場合、先ほどの都市景観アドバイザーの委員からのご意見でもあったが、自分の庭を延長していったら、景観に悪い影響を与えることがあるのではないかと懸念するが、そのあたりはどうか。

【都市計画部 まちづくり政策課長】

計画地東、宅地の南側について、「歩行者専用通路がある方が歩行者の動線として良い計画になるのでは」という議論は協議等を行う際にあったが、彩都地区は、地区計画で建築物の敷地面積の最低限度が定められており、通常より広い敷地が求められていることなどを考慮すると、歩行者専用通路を設けることは難しいという結論に至った。

【会長】

全体を見ると 170 から 200 平方メートルの敷地を担保するため、東側は、いわゆる犬走りの形となったということで、ほかに意見はないか。

【委員】

ごみステーションが 172 戸で 11 か所となっており、1 か所あたり 15 から 16 軒のごみが出されることになる。せっかく綺麗なまちなみにしていくのだから、ごみステーションの設置にも、景観への配慮が必要と思う。周辺景観と調和したごみステーションをどう検討しているのか。

【都市計画部 まちづくり政策課長】

ごみステーションのしつらえについては、当然に景観に配慮されたものであるべきと考える。今後、詳細な協議を進めていくことになるが、今回ご審議いただいているのは全体のまちのイメージに過ぎないため、その個別の協議の中で、都市景観アドバイザーにもご助言等をいただきながら、景観への配慮がしっかりなされるよう、適切に指導等を行っていきたい。

【委員】

道路の舗装は、基本的に透水性や保水性ではないのか。最近特に気になるのが、先日千葉でもあったゲリラ豪雨の内水氾濫で、このエリアはそれほど大きくないものの、整備をすることによって下流に影響を与えることもあるのではないかと考える。現状は、土砂がスポンジ状態となり水を貯められているが、市街化を図ることによって水が下流に流れていくことも考えられ、舗装を透水性、保水性にすることによって、少しでもスポンジ効果があることを期待できると考える。

また、景観に直接関係のないことだが、気になる点として申し上げたい。現在のハザードマップによれば、当該エリアは内水氾濫・土砂災害の想定区域外となっているが、これは開発後の状況から計算されているという理解で良いのか。計

算された時点が開発される前となっていないか確認したい。

【都市整備部 道路総務課長】

道路の舗装について、本市では基本的に密粒（度アスファルト舗装）で、表面で水进行处理するという考え方である。例えば、大型の車両が多く通行するため騒音を軽減させたいであるとか、さらに踏み込んだ地形上の事情があるときなどは議論が生じることもあり得ると思うが、当該エリアは、標高が高いところで表面処理した水が側溝を経て流れても浸水被害は生じないと見込んでいるため、通常の舗装を考えている。

ハザードマップについては、市では過去に浸水シミュレーションを行っており、標高の高さや側溝の整備状況等を踏まえて、当該エリアについても検討した。確かに、開発される前の検討ではあるものの、当該エリアは、標高の高さなどから浸水の被害は考えにくい場所である。基本的に、急傾斜地は高低差と角度で決まり、土石流については地形条件から決まる。エリア周辺が整備される前と後で、どのくらい地形条件が変わったかという部分はあるが、周辺の山などの地形は今後も変化しないだろうということを考慮すると、大阪府の調査により、レッドゾーン、イエローゾーンが、新たに指定されることは考えにくいと思っている。ただ、当該エリアに限らず、大阪府で調査は随時実施していると聞いているため、指定範囲が増えていくことはあり得ると思うが、基本的な考え方は説明したとおりである。

【都市計画部長】

補足だが、彩都は、大阪府主導でUR（独立行政法人都市再生機構）と一緒に全体の計画が策定され、その中で、土砂災害については、周辺に砂防堰堤を整備するなどの対策を行ったうえで開発を進めている。当然、最初に大阪府でそのような調整がされているため、多少イエローゾーンが指定されている場所もあると思うが、レッドゾーンが指定されているところはないため、土砂災害の観点からも問題はないと認識していただければと思う。

【委員】

それは私も認識している。他市では実際に見直しを行った事例もあることから、計画の時点から気候変動等で状況は変わってきているということを踏まえて、計画の見直しの検討が必要ではないかということを申し上げた。

【会長】

当該エリアは、土地区画整理事業により開発されており、区域内には下流域への水の影響がないよう、調整池等が適切に配置されていると思うが、委員がおっしゃるように、近年の豪雨等、降雨量も変わってきている。次回検証する際には、ほぼ全てが開発された状況で検証いただければと思う。

【会長】

ほかに意見等がないため、本案件については十分に確認を行えたと思う。本日の審査のポイントである背景となる山なみ景観との関係性は、眺望点から際立った見え方ではないことを確認した。また、周辺景観との関係性は、擁壁や道路舗装のしつらえについて、当該事業者のこれまでの施工内容等を参考に、統一的なデザインになっていることを確認した。

敷地の外周部に生じる3メートルから5メートルの擁壁に加えて、宅地内の擁壁等についても、化粧型枠等で修景されることを確認した。ここで示されたイメージを実装し、さらに、ごみステーション等も含めてより良いものになるよう調整いただければと思う。

では「山すそ景観保全地区における建設行為等の審査」について、特に意見なしということで進めたいと思うが良いか。

【委員】

異議なし。

【会長】

異議がないため、本案件は諮問原案に意見なしとして答申する。

【案件2】 船場地区におけるアートのまちづくりについて（報告）

（案件説明）

【市】

案件説明に入る前に、人権文化部の取組を簡単に紹介する。この4月に設置されたアート・文化財課では、「箕面市アートプロジェクト」と題し、アートに関する事業を行っている。その内容は、市制施行当初から本市の歴史とともに開催されてきた美術展・市民展に加え、公共施設等へのアート作品の展示や、市内駅前ステージを活用した音楽やパフォーマンスの発表、子どもたちを対象にしたアートに関するワークショップ・箕面アートフェスの開催など多岐にわたる。

特に、今年は市制施行70周年の節目の年であり、令和6年の北大阪急行電鉄南北線の延伸に伴い、新駅周辺では、様々なまちづくりが進んでいることから、次世代の未来社会へとつなぐ絶好の契機とし、市では事業の一環として、箕面船場地区でアートが溶け込むまちの実現を目指したいと考えている。

具体的には、昨年閉幕した大阪・関西万博に設置されたアート作品の設置を予定するが、今後、さらにアートのまちづくりが進む中で、都市景観形成地区（箕面船場駅前地区）の地区基準等への適合や、これまで創ってきた良好なまちなみ

に調和させるための配慮が必要になると考えている。本案件は、今年度からの市の取組に対し、景観面からのご助言等をいただきながら進めていきたいと考えるため、報告するものである。

(1) “箕面船場” に市が期待し目指すこと

本年市制施行 70 周年を迎える箕面市では、これまで積み重ねてきた文化の歴史を礎に、箕面船場地域において「アートのまちづくり」を推進していく。アートをきっかけとした人々の出会いや語り合いが、賑わいを生み、このまちの風景の一部として日常に溶け込み、アートが相互理解や寛容性を育むことで、持続可能性のある地域社会の発展を期待するものである。

「都市計画」は、商業・都市型住宅が融合する機能的で持続可能なまちの骨格をつくり、「景観」は、箕面らしさを守りながら、地域の特性を活かしたまちをつくる。「アート」は、地域の魅力を高め、人とのつながりを育むまちをつくり、これら 3 つの視点を掛け合わせることで、箕面船場に新たなまちの価値を生み高めていくことを目指していく。

(2) “箕面船場” の景観ルール

箕面船場阪大前駅前は、都市景観形成地区に指定されており、ストリートファニチャーや彫刻、モニュメントなどの工作物の設置や広告物の表示等には届出が必要になる。

箕面船場駅前地区では、工作物を設置する場合、地区基準で周辺のまちなみに調和する上質なものとし、配置に配慮する必要があることや、共通基準で表面の基調色の基準が設けられている。また、広告物の表示等も同様に、デザインや位置、形状、サイズについて、「広告物景観形成誘導基準」及び「箕面船場駅前地区景観デザイン指針」に基づき、周辺のまちなみイメージに調和するよう配慮が必要になる。

(3) “箕面船場” で地域と進めるアートのまちづくり

箕面船場地区は、高度経済成長期に大阪市中心部から移転してきた繊維のまちとして、当時は働く人々で大いに賑わい活気に溢れていた。時代の変遷とともに、繊維のまちとしての面影は少しずつ変化をしてきたが、その変化の中で、地権者や企業、住民が主体となって、地域の活性化や持続可能なまちづくりに自主的に取り組んできた歴史もある。

企業が多く集積するほか、市と包括連携協定を締結する大阪大学箕面キャンパスはまちの大きな要素になっている。市民の暮らしの中にアートが溶け込むまちの実現に向け、地域での合意形成も図りながら、大学や地域住民の「まちの知恵」、民間企業による「活力」、行政による「支え」に「アート」を掛け合わせ、景観と

アート、調和と個性が共存する新たな箕面の顔となるまちに向け、さらなる取組を進めていく。

(4) アートのまちづくり 今後の動き

今後の動きとしては、船場地域全域で、市民の暮らしの中にアートが溶け込む空間を提供することで、アートのまちづくりを推進していくとともに、一過性の取組に終わらず、持続可能な発展を見据えた仕組みをしっかりと構築していく。

令和8年度取組としては大きく2つあり、ミューラルアート（壁画）のコンペの実施と、駅周辺の公共空間を活用した大阪・関西万博のレガシーとも言えるアート作品等の試行的な設置である。令和9年度は、市・地域・民間が連携し、まちづくりのビジョンの策定やアート作品の設置等に関する仕組みの検討や、アーティストによるイベント等を実施していく。令和10年度以降は、市・地域・民間が連携し、これまでの取組の効果検証を行うとともに、民間企業等が主体となったアート作品の設置を行う。また、市も、アートのまちづくりに寄与する施策の検討を行うなど、徐々に実施場所を船場全域に拡大しながら、継続的に進めていく。

(5) 令和8年度取組内容について

まず、ミューラルアート（壁画）コンペの実施である。北大阪急行電鉄株式会社の協力のもと、箕面船場阪大前駅の地下、北側出口に繋がるコンコースで実施する予定で、全国からプロ・アマ、年齢等も問わず公募で作品案を募集し、選考された優秀作品3点を、作者本人に壁面（縦180センチメートル、横300センチメートル）に描いてもらう。作品のテーマは「出会い」で、9月に作品募集、10月に作品審査、11月に壁面に描画、12月にお披露目を予定する。

コンペの主催は、箕面船場まちづくり協議会と大阪船場繊維卸商団地協同組合、箕面FMまちそだて株式会社の3者で組織された実行委員会で、市が事務局を担う。当該取組は、天王洲アイル（東京都品川区）でのミューラルアートの取組を参考にしており、その立ち上げに携わった大阪成蹊大学の辰巳清教授をアドバイザーに迎えてサポートいただく。

作品の審査は、「箕面らしさ、箕面船場らしさを感じられること」のほか、「公共空間、駅地下通路の性質を理解していること」などの基準に基づき行われる。

次に、駅周辺の公共空間を活用した大阪・関西万博のレガシーとも言えるアート作品等の試行的な設置で、アートをきっかけとした人々の出会いや語り合いが賑わいを生み、まちの風景の一部として日常に溶け込んでいくことを期待して、まちづくりのシンボルとなり、未来への歩みを力強く後押しできる作品を選定していく。作品の選定は、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を体現し、アート作品を通じた世界中の人々との対話や交流を促すな

ど、高いコンセプトを備えたものであり、まちづくりのシンボルとなって未来への歩みを強く後押しできる作品であること」などの基準に基づき行う。

市内外のアートやまちづくりに関する有識者から構成される選考委員会で選定を行い、企業版ふるさと納税を活用し、箕面船場阪大前駅周辺の公共空間に市が試行的に設置する。

(6) アート作品設置に関する今後のスケジュールについて

本市では、アート作品の設置にあたっては、都市景観形成地区基準等への適合や、これまで皆で創ってきた良好な箕面船場駅前のまちなみに調和させるための配慮も必要であると考えている。

調和と個性が共存する「新たな箕面の顔」となるまちを目指し、アートを通じた「人」の活動の表出による景観形成を図るため、本年11月頃を目途に、本審議会へアート作品設置の具体案をお示しし、令和8年度の取組に関する配慮事項などについて、ご審議いただく予定である。

(質疑応答)

【会長】

都市景観形成地区である箕面船場地区において、アートを通じた人々の活動に供する景観形成を図っていくことについての意見交換である。本案件について質問や意見はないか。

【委員】

事業の趣旨は理解したが、設置されるアート作品の中には好ましくない作品もあるかもしれないという懸念がある。今回、都市景観形成地区内に作品の設置が計画されており、今後は全域に場所を拡大していくということだが、なぜ規制が厳しい都市景観形成地区内に最初に設置しようと考えているのか、その理由を教えてください。

【人権文化部 アート・文化財課長】

都市景観形成地区に指定されている箕面船場駅前地区を中心に実施したいとする理由は、人通りがとても多く、たくさんの人が往来し、たくさんの人が出会う場所であることである。これは、アートのまちづくりのコンセプトになっているもので、アートの観点から、箕面船場阪大前駅前が1番ふさわしいのではないかと考え、当該場所で進めようとしている。

【委員】

説明の趣旨は理解するが、どのようなアート作品が設置されるのかということを中心に考えなければならない。今後アート作品が選定されると思うが、その時

点で再度、本審議会に報告いただけるという理解で良いか。人通りが多いからということも理解するが、なぜ都市景観形成地区内で実施するのかという想いはあるため、その考え方を含めて11月に審議させてもらえたらと思う。

【委員】

市が考えるアートの定義を教えてほしい。一般的に考えた場合、アートは自己表現だと思うが、自己表現を自由に行うと問題になることもあり、パブリックな場所で行えば、さらに問題になることもある。屋外広告物は、1つのコンテンツの面でこれまで議論を重ねてきて、ある程度枠組みがあるのかなと思っているが、そういうものをイメージしたアートなのか。海外の事例のような、もっと自己表現まで認めようとするものなのか、市がどう考えているのか教えてほしい。

【人権文化部 アート・文化財課長】

アートの定義はとても広く、表現方法も音楽やダンス、絵画、立体造形など様々な分野があると思うが、何かを表現する、何かを誰かに発信するといったもので、そこに価値を生み出すものがアートであると捉えている。

今回は、まちづくりの観点や行政の観点から、様々な人が往来する場所でそれぞれの価値観を認め合うことや、多様性を認め合うこと、人同士が行き交うことの価値やまちの価値を向上させるといった面でアートがふさわしいと思っている。アートとは何かということ言えば、新たな価値を生むもので、単に自己表現だけではなく、箕面のまちのブランド力を向上するもの、住んでいる市民の方にとって良いものといった様々な価値にふさわしい作品を選定していきたいと考えている。

【委員】

今回の事業の出口戦略は考えているのか。他市の例では、バブルの頃に高額な作品を購入して設置したが、そのままになって見向きもされないということがあつた。撤去するのかどうかということを含めて出口戦略を考える必要があると思うが、どう考えているのか。

【人権文化部 アート・文化財課長】

今回は作品の購入を考えているが、試行実施の中で、設置後に市民等から場所に関するご意見があつた場合は、移転ということも考え得るものの、市がどういった価値が生まれることを期待して作品をこの場所に置くのかといったこともしっかりと説明しながら、まちに溶け込む作品の設置を目指していきたいと考えている。当然に、メンテナンスも適切に行っていくが、設置作品のアーティストによるトークイベントの開催により、アート作品に込められた思いなどを理解してもらうことで、アート作品の良さであるとか、まちにふさわしいという感情が生まれてくると考える。出口戦略だけでなく、事業を進める過程の中で、アート作

品の周知など、アートに関する理解を深めるための取組を進めていきたい。

【委員】

潤いを与えるものであるため、しっかりとコントロールしていってもらふことと、地元の組織の方としっかりと調整されながら進めていってもらふことが大切だと思う。

【委員】

11月に具体的なアート作品を見せてもらえるということで、審議会には報告するとなっているが、報告に対し、審議会として「N0」という答えは出せるのか。ほかに広く意見を聴く機会を設けていないのか。

【人権文化部 アート・文化財課長】

「Yes」の答えをいただける作品を設置していきたいと考えている。また、現在のところ、ほかに意見を聴く機会を設ける予定はない。

【都市計画部 まちづくり政策課長】

今回、この審議会に報告させていただいている意図だが、アートの魅力に関する議論ばかりになってしまっているが、本審議会は、これまで先生方にお力を借りながら創りあげてきたまちのルールに、1番分かりやすく言えば、反するものになっていないかという観点で、設置する作品がそのまちなみに調和しているのか、ここに置くことは賑わいや潤いをもたらすのかといった点から、様々なまちのルールに適合しているのか、確認をいただく場だと思っている。そのため、事業の実施に「Yes」「No」と言えるかということに対しては、さきほどの説明のとおりと思うが、「作品をこの場所に設置するのは景観への影響が大きすぎるのではないか」などのご意見がある場合は、市として真摯に受け止めるべきと考えており、11月に報告させてもらってご議論いただきたいと思っている。

これまで、厳しく事業者等に指導してきた側からすれば、一気に解放してしまうイメージもある。正直なところ、景観担当課としては、正面から受け入れられるものではないが、まちにより良い形で寄与するアート作品を設置したいという取組を、市として進めていきたいと思っている。本日は、設置するアート作品を何もお見せすることができていないため、伝わりにくいところがあったと思うが、早めに先生方からお知恵をいただければと考え、今回の報告になったということでご理解いただきたい。

【人権文化部長】

都市計画部から、先生方にご議論いただいて創りあげてきた環境に反するものという発言があったが、事業担当課からすると、反するものということではな

い。「これまで景観という視点で創り上げてきてもらった環境に、今度は、アートという新しい要素をどう上手に取り入れていけばまちの魅力が向上するのか」ということに関し、委員の皆さまの知見とご意見をいただければと考えている。そういった点からご議論いただけるよう、11月の審議会には報告したいと思っているためよろしくお願いします。

【会長】

1点だけ確認だが、本日、アートはまちの価値を向上させるものであるという説明があったが、一般的にアートというのは自己表現で、どこに設置しても良いものだと思う。彫刻であったり、モニュメントであったり、壁画であったり、どこであろうとその中で自己表現をすることがアートであって、確認させてもらっているのは、公共空間に設置するアートは何かということである。アート作品の設置を、博物館や美術館、市役所の中で行う場合は何をやってもらっても良いと思っていて、その点を理解されているか。理解されていないのであれば、パブリック空間で実施する話ではないということをご理解いただきたい。

【委員】

出口戦略にも関わる話だと思っているが、本事業は、土地所有者も含めて合意されている方針なのか。船場地区は特別業務地区であるが、実は商業だけのまちではない。これから、これまでの商業とは違う様々な動きがあると思う。最初、まちにアートを導入すると聞いたときは、土地利用の転換がされるタイミングでもあるため、そういった取組が、新しい箕面船場になるための後押しになれば良いと思っていた。ただ、目指す方向性がはっきりしていない。例えば、今は住宅がほとんどないということが特徴のまちだが、そこに住宅を誘導していくという方向で考えているのであれば、住環境の充実を意識せざるを得ない。そうではなく、研究機関などを誘致するなど、新しいまちを発信していくとなると違う。ベースとなるまちの方向性を慎重に議論した上で、アート作品を選定する体制を組んでほしいと思う。

成功すれば、非常に良い事例にもなると思うが、まちの方向性と違うものを設置してしまうと、後で問題が生じるおそれもあるため、頑張っていたきたいという思いもあるが、心配していることをお伝えしたい。

【委員】

ミューラルアートとあるが、フレスコ画のように壁そのものに描くのか。

【人権文化部 アート・文化財課長】

今回予定しているミューラルアートは、箕面船場阪大前駅の地下、北側出口に繋がるコンコースで、北大阪急行電鉄株式会社が所有する壁に描く。原状復帰も考え、直接ではなく、住宅用の壁紙を張ってその上に描くという方法を考えてい

る。また、対象の壁面が水をはじく性質を持つことから、機能面の理由もあった。

【委員】

最近、国と民間のタイアップを巡って問題になったことがあったと思うが、安易なタイアップは控えるべきである。タイアップは発注者の負担がないから良いとなりやすいが、結局、趣旨に合わないコンテンツを作成して、全然受け入れられないこともあるため、注意が必要だと思う。一方で、タイアップしたことにより良い作品になった事例もあり、必ずしも否定されるものではなく、そのあたりの品質の確認が必要であるということを、コメントとして申し上げたい。

【会長】

ほかに意見はないか。

【委員】

意見なし。

【会長】

意見がないようなのでこれで終えたいと思う。地域の魅力を高めるアートというのは非常に重要なものだと思うが、公共空間に設置するということは、それに対して賛同する人もいれば、賛同しない人もいる。アートは、その自己表現に対して他者がどう感じるかという点は次の議論の話になるが、まちなみはそうではないため、パブリック空間で皆が受け入れる、その中で魅力を高めていくアートのあり方を、十分に議論して進めてほしいと思う。

箕面船場は、工作物、広告物の表示等について景観のルールがあり、これまで、協議会の方々の十分な議論や事業者の協力により、今のまちなみがあるということに対して、周辺のまちなみに調和する上質なものは何かということである。この「調和」は、類似調和だけではなく、対比調和でもアクセントになれば良いということはある。上質なものが何かについては、審査基準に基づき、十分に議論がされるということだが、「箕面らしさや箕面船場らしさを感じられること」、「公共空間である駅の地下通路の性質を理解していること」などが審査基準の中にもあるため、その点について、作品を選定する中で十分に対話して進めてほしい。

また、壁画の設置期間であるが、極端に言えば、期間が10日間であったり、3か月間であったりすれば、際立った対比調和の作品でも受け入れられる。これが、5年や10年という長い期間になると、非常に嫌悪感を伴うこともある。出口戦略という議論もあったが、ミューラルアートや万博のレガシーとも言えるアート作品を設置するとき、また、箕面船場全域でアートを展開するときには、設置期間も含めて検討していく必要がある。公共空間での設置の仕方について、十

分に市で議論し、アートを通じた人の活動の表出の景観形成が図られるよう実施してほしい。過去に、アートやパフォーマンスがまちの賑わいだということで、数々の場所で開催されてきたが、それはあくまでも自己表現の1つであって、本当にパブリック性を持っていたかという点で、痛い失敗は数々見てきたところがある。箕面の格調高い、上質なまちなみだということにブランド力を持って進めてほしいと思う。

以上